

お得意様各位

令和元年8月23日
株式会社 タテムラ
システムサービス課
福生市牛浜104

System-V 相続税申告書・財産評価プログラムの送付について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り誠にありがとうございます。

平成31年1月分以降用相続税申告書、財産評価プログラムが完成しましたのでお知らせ致します。

詳しくは、同封の資料を参照の上、更新作業を行っていただきますようお願い申し上げます。

今後とも倍旧のお引き立ての程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

— 送付資料目次 —

※改正保守のご加入(未納含む)及びご注文にもとづき、以下の内容を同封しております。

送付プログラム

System-V用 平成31年以降用 相続税申告書・財産評価
プログラム更新 CD-R 1枚

※サーバーが複数台ある場合でも共通で使用できます。

取扱説明書

<http://www.ss.tatemura.com/> より確認できます。

案内資料

- ・ 同封物の解説及びバージョン一覧表 1
- ・ [1000]プログラムの更新作業 2～3
- ・ 相続税申告書プログラム 更新内容 4～7
- ・ 財産評価プログラム 更新内容 8～9

— 送付内容のお問い合わせ先 —

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡下さいますようお願いいたします。尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用下さい。

TEL 042-553-5311 (AM10:00～12:00 PM1:00～3:30)
FAX 042-553-9901

以上

保守契約及びご注文に合わせて、以下のCD-Rを同封しております。



今回送付した更新版CD-Rには
各プログラムを1枚に入れて送付
しています。

No	ラベル名	枚数	備 考
1	平成31年以降用 相続税申告書・財産評価プログラム更新	1	プログラムインストールCD-Rです。 契約プログラムのみインストールします。

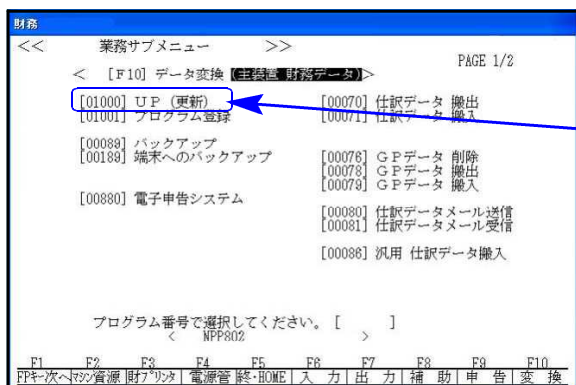
● バージョンNo.一覧

下記のプログラムは **F 9** (申告・個人・分析) の2頁目に表示します。

PG番号	プログラム名	HD-VER	備 考
500 510	相続税申告書A " B	V-6.00	- 平成31年改正に対応しました - 今まで年月日のプリントに元号がなかった表において、元号入力(漢字2文字)欄を追加しました
530 540	WP版相続税申告書A WP版相続税申告書B	V-6.00	
550	財産評価	V-6.00	- 平成31年改正に対応しました - 新元号に対応しました

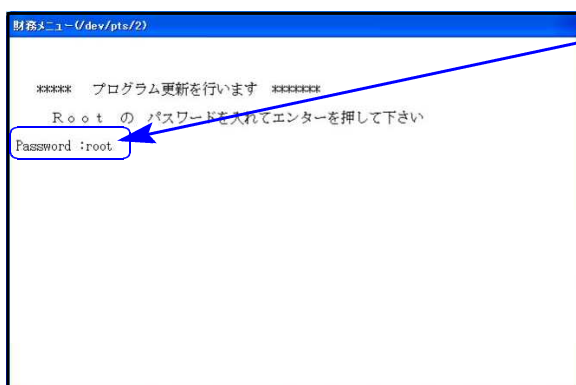
● 操作方法

- ① 「平成31年以降用相続税申告書・財産評価プログラム更新 19.08」と書かれているCD-Rを用意します。
- ② **F10** データ変換のメニューを呼び出します。



初期メニューより **F10** データ変換を選択します。**[1000] UP (更新)**を呼び出します。

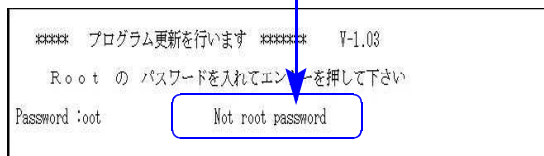
1000 **Enter** を押します。



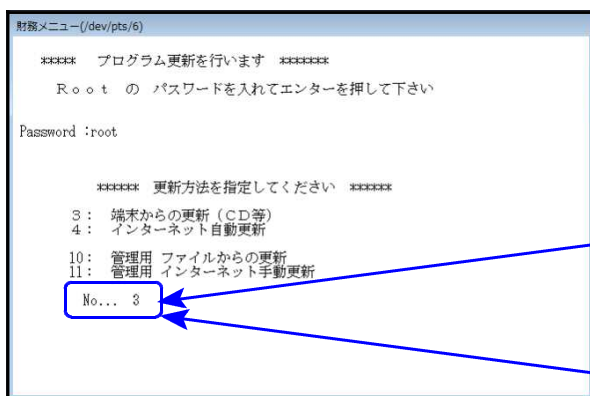
Enter を押します。
(rootは入力しません)

r o o t は消さないように注意して下さい。

※パスワードを消した場合エラーを表示します。



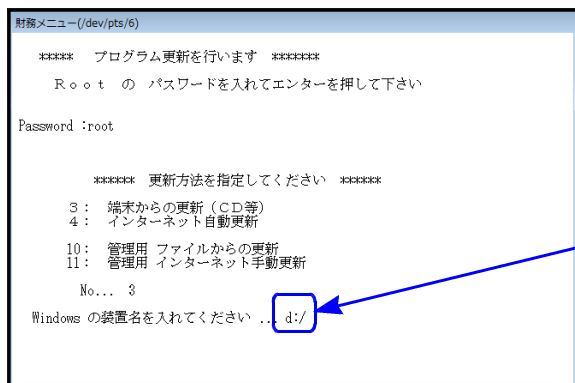
- ③ 左図の画面を表示します。



「平成31年以降用相続税申告書・財産評価プログラム更新19.08」と書いてあるCD-Rをセットして『3』端末のFD／CDを選択します。

3 **Enter** と押します。

※ 親機にCD-Rをセットした場合は
2 **Enter** を押します。
→ ⑤へ移動



- ④ 『3』 端末の F D / C D を選択すると『Windowsの装置名を入れてください..d:/』等、前回指定したドライブ名を表示しますのでCD-ROMのドライブ名を確認します。

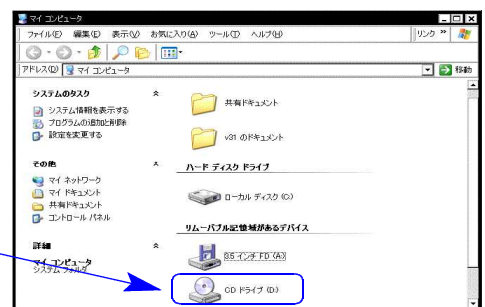
表示したドライブ名が違う場合は、入力後 **Enter** を押します

※お客様の機械によってドライブ名は異なります。下記の方法で確認して下さい。

CD-ROMのドライブ名の確認方法

マイコンピュータを開きます。
CD-ROMのドライブを確認して下さい。

右図の場合はCD-ROMドライブは『D』です。



- ⑤ インストールを実行します。

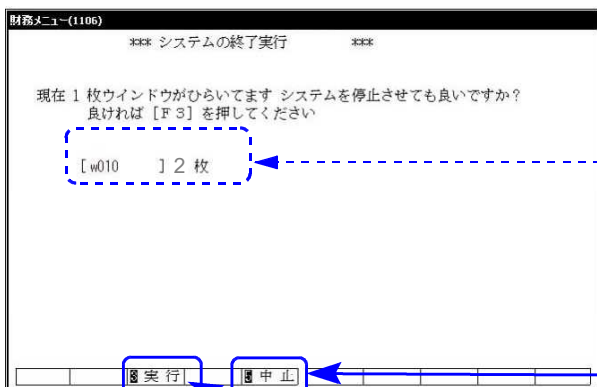
左図の1行目の画面を表示します。
『〇〇〇をインストールします[y/n/a/1?...]』
a 又は **1** を選択します。

※誤って、**y** を選択した場合は2行目以降で **a** 又は **1** を選択して下さい。

- ⑥ 2行目以降を表示します。
終了が出た後しばらくお待ち下さい。

- ⑦ インストールが終了すると左図の画面を表示します。
CD-Rを本体から取り出してください。
他の端末が起動していないことを確認します。

※ここに転送作業中の端末名のみ表示していることを確認します。他の端末名を表示している場合はその端末を終了して下さい。



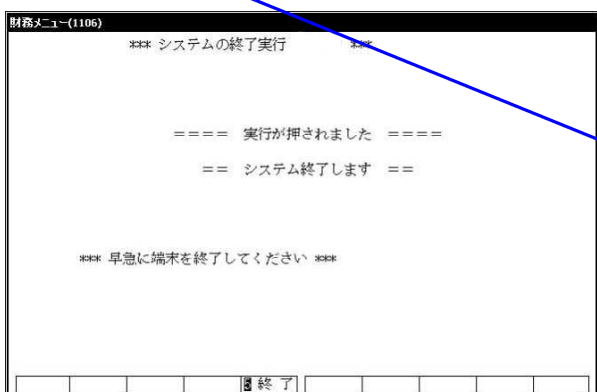
単体の場合

中止 (F5) を何回か押してシステムを終了しWindows画面、もしくはポータル画面まで戻ります。戻った後、3分ほど待ち、再度システムを起動して下さい。

ネットワークの場合

実行 (F3) を押し、しばらくお待ち下さい。左図の画面を表示した後、しばらくすると自動的にマルチタスク端末が終了、その後親機の電源も自動的に切れて再起動します。

(※親機の電源が切れたあと5分ほど待っても再起動しない場合は、電源ボタンを押して起動させて下さい。)



※親機を複数台持っている場合は、本CD-Rにて更新作業を同様に行ってください。

● 元号入力欄を追加しました

今まで年月日のプリントに元号がなかった表におきまして、元号入力(漢字2文字)欄を追加しました。

財務メニュー(/dev/pts/2)

第9表 生命保険金などの明細書 PAGE:1

1 相続や遺贈によって取得したもののみなされる保険金など

保 険 会 社 の 所 在 地

千代田区神田2丁目7番

千代田区外神田1丁目105番

中央区築地2丁目6番

中央区築地銀座1丁目55番

保険会社等の名称	元 号	年 月 日	受取金額(円)	NO	受 取 人 の 氏 名
〇〇生命保険(相)	令和	1・7・5	29,829,483	2	国税 一郎
"	令和	1・7・5	5,000,000	2	国税 一郎
××生命保険(相)	令和	1・7・11	10,000,000	2	国税 一郎
△△生命保険(相)	令和	1・8・8	20,000,000	3	税務 幸子
株式会社〇〇生命保険	令和	1・9・5	10,768,125	3	税務 幸子

必ず入力して下さい ↑ 手入力は1を入力

1 頁選択 2 業務選 3 抹消 4 終了 5 行編集 6 演算 7 表切替

第7表についてのご注意

今回の更新以後、[3]今回の相続期間(年数)につきましては『手入力』していただきますようお願いいたします。

財務メニュー(/dev/pts/2)

第7表 相次相続控除額の計算書 PAGE:1

1. 相次相続控除額の総額の計算

前の相続に係る被相続人氏名	前回と今回の被相続人の続柄	前回の申告書提出先
国税 太助	国税 太郎の父	春日部 税務署

① 前の相続年月日	② 今回の相続年月日	③ 今回の相続期間	④ 10年-③の年数
平成 22年 3月10日	令和 1年 5月11日	9 年	1 年

⑤ 前の相続の時の相続人 ⑥ 今回の相続の時の相続人 ⑦ ⑧ 今回の相続の時の相続人

※すでに平成31年データを作成している場合、今回の更新後第7表を呼び出し、[3]の年数を手入力して下さい。

● 平成31年改正に対応しました

《 以下の申告書の変更に対応しました 》

第1表、第1表(続)、第4表、第4表の付表(新表)、第8表、第11・11の2表の付表1、第11・11の2表の付表1(別表1)、第14表、修正第1表、修正第1表(続)

※第11表が20行→15行になりましたが、弊社プログラムは今までどおり20行となっております※

第1表/第1表(続)/修正第1表/修正第1表(続)

相続税の申告書

税務署長 年 月 日提出

相続開始年月日 年 月 日

※申告期限延長日 年 月 日

FD3561

第1表(平成31年1月分以降用)

フリガナ (被相続人)

氏 名

個人番号又は法人番号

生 年 月 日 年 月 日 (年齢 歳)

住 所 (電 話 番 号)

相続人との続柄 職 業

取 得 原 因 該当する取得原因を○で囲みます。

※ 整 理 番 号

相続・遺贈・相続時特種課税に係る贈与

取得財産の価額

変更となりました。

相続開始の年の「前年分」、「前々年分」、「前々々年分」について、以下のように元号及び年を設定するよう機能改善を行いました。

第11表 ※20行→15行になりましたが、弊社プログラムは今までどおり20行となっております。

第11表-1 相続税がかかる財産の明細書				
財 産 の				
NO	M	種 類		細 目
12		NO		NO
		8	他(代償財産)	

上書き入力(訂正)も可能です。

2 農地等納税滞り税額 (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名	円	円	円
納税滞りとなる税額となる税額 (第3表の各農業相続人の滞り税額)	①		
相続税額の之割加算がある場合の加算金額	②		
納税滞り税額の計 (①+②の金額)	③		
第3表の各農業相続人の滞り税額	④		
相続税額の之割加算がある場合の加算金額	⑤		
滞り税額の計 (④+⑤の金額)	⑥		
農地等納税滞り税額 (③+⑥の金額)	⑦		

(10円未満切捨て、半角とははり)

(注) 各人の⑦の金額を第6の5表のその人の「農地等納税滞り税額⑦」欄に転記します。なお、その人が、他の相続税の納税滞り等の適用を受ける場合は、第8の7表の②欄の金額を第8の8表のその人の「農地等納税滞り税額⑧」欄に転記します。

注記や他表表記等が変更となりました。

F D 3 5 4 7

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

この表は、小規模宅地等の特例（特種扣除法第5条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。

なお、特例から、相続、贈与又は相続税の課税対象となる権利により取得した権利のうちに、「特定計画」の特例の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産」についての特例の適用を受け及び特例の対象となり得る宅地等がある場合には、第11・11の2表の付表2を、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る権利がある場合には、第11・11の2表の付表2を付記します（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を付する場合には、この表の「特例の適用にあつての附号」欄の記入を省略します）（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を付する場合は、この表の「特例の適用にあつての附号」欄の記入を省略します）（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を付する場合は、この表の「特例の適用にあつての附号」欄の記入を省略します）（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を付する場合は、この表の「特例の適用にあつての附号」欄の記入を省略します）

特例の適用にあつての附号

この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等取得した人のうち、その特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（小規模宅地等の明細書の欄で選択した宅地等）の全てが限定的要件を満たすものであることを確認し、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。

被相続人

氏名

（印）小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。

2 小規模宅地等の明細書

この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税対象となる権利を計算します。

小規模宅地等の種類 欄は選択した小規模宅地等の種類に応じた次の1～4の番号を記入します。

小規模宅地等の種類 ①特定居住用宅地等、②特定事業用宅地等、③特定計画宅地等、④特定計画宅地等

小規模宅地等の種類	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定計画宅地等	④ 特定計画宅地等
1～4の番号	①	②	③	④
取得者の氏名	〇	〇	〇	〇
取得者の住所	〇	〇	〇	〇
取得者の身分	〇	〇	〇	〇
取得者の取得した宅地等の面積	〇	〇	〇	〇
取得者の取得した宅地等の面積	〇	〇	〇	〇
課税価格の計算に当たって返還される金額（円×角）	〇	〇	〇	〇
課税価格に算入する金額（円×角）	〇	〇	〇	〇

第11・11の2表の付表1

この表は、小規模宅地等の特例（特種扣除法第5条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。

なお、特例から、相続、贈与又は相続税の課税対象となる権利により取得した権利のうちに、「特定計画」の特例の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産」についての特例の適用を受け及び特例の対象となり得る宅地等がある場合には、第11・11の2表の付表2を、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る権利がある場合には、第11・11の2表の付表2を付記します（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を付する場合には、この表の「特例の適用にあつての附号」欄の記入を省略します）（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を付する場合は、この表の「特例の適用にあつての附号」欄の記入を省略します）（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を付する場合は、この表の「特例の適用にあつての附号」欄の記入を省略します）

特例の適用にあつての附号

この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等取得した人のうち、その特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（小規模宅地等の明細書の欄で選択した宅地等）の全てが限定的要件を満たすものであることを確認し、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。

被相続人

氏名

（印）小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。

2 小規模宅地等の明細書

この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税対象となる権利を計算します。

小規模宅地等の種類 欄は選択した小規模宅地等の種類に応じた次の1～4の番号を記入します。

小規模宅地等の種類 ①特定居住用宅地等、②特定事業用宅地等、③特定計画宅地等、④特定計画宅地等

小規模宅地等の種類	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定計画宅地等	④ 特定計画宅地等
1～4の番号	①	②	③	④
取得者の氏名	〇	〇	〇	〇
取得者の住所	〇	〇	〇	〇
取得者の身分	〇	〇	〇	〇
取得者の取得した宅地等の面積	〇	〇	〇	〇
取得者の取得した宅地等の面積	〇	〇	〇	〇
課税価格の計算に当たって返還される金額（円×角）	〇	〇	〇	〇
課税価格に算入する金額（円×角）	〇	〇	〇	〇

第11・11の2表の付表2

この表は、小規模宅地等の特例（特種扣除法第5条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。

なお、特例から、相続、贈与又は相続税の課税対象となる権利により取得した権利のうちに、「特定計画」の特例の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産」についての特例の適用を受け及び特例の対象となり得る宅地等がある場合には、第11・11の2表の付表2を、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る権利がある場合には、第11・11の2表の付表2を付記します（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を付する場合には、この表の「特例の適用にあつての附号」欄の記入を省略します）（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を付する場合は、この表の「特例の適用にあつての附号」欄の記入を省略します）（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を付する場合は、この表の「特例の適用にあつての附号」欄の記入を省略します）

特例の適用にあつての附号

この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等取得した人のうち、その特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（小規模宅地等の明細書の欄で選択した宅地等）の全てが限定的要件を満たすものであることを確認し、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。

被相続人

氏名

（印）小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。

2 小規模宅地等の明細書

この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税対象となる権利を計算します。

小規模宅地等の種類 欄は選択した小規模宅地等の種類に応じた次の1～4の番号を記入します。

小規模宅地等の種類 ①特定居住用宅地等、②特定事業用宅地等、③特定計画宅地等、④特定計画宅地等

小規模宅地等の種類	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定計画宅地等	④ 特定計画宅地等
1～4の番号	①	②	③	④
取得者の氏名	〇	〇	〇	〇
取得者の住所	〇	〇	〇	〇
取得者の身分	〇	〇	〇	〇
取得者の取得した宅地等の面積	〇	〇	〇	〇
取得者の取得した宅地等の面積	〇	〇	〇	〇
課税価格の計算に当たって返還される金額（円×角）	〇	〇	〇	〇
課税価格に算入する金額（円×角）	〇	〇	〇	〇

[illegible]

					③	④
合 計						
農 業 投 資 価 格 によ り 計 算 し た 取 得 財 産 の 価 額						
① 特別農地等の適宜価額 (上記①の金額)	② 特別農地等の農業投資 価格による価額 (上記②の金額)	③ 農業投資価額超過額 (①-②)	④ 適宜価額により計算した 取得財産の価額 (特別農地等取得に用いた金額)	⑤ 農業投資価格により 計算した取得財産の 価額		
円	円	円	円	円	円	円

(注) 1. 「生産緑地地区内農地等」とは、都市計画法第8条第1項第14号に規定する生産緑地地区内に所在する農地又は採取放牧地、都市農業用地等に該当しない農地又は採取放牧地を指す。

2. 「都市農業用地」とは、都市計画法第8条第1項第14号に規定する都市計画区域内に所在する農地又は採取放牧地で都市農業用地及び生産緑地地区内農地等に該当しない農地又は採取放牧地を指す。

3. その他「農地等」とは、都市農業用地、生産緑地地区内農地等及び都市計画区域外農地等のいずれにも該当しない農地又は採取放牧地を指す。

4. 特別農地等の価額は、農地投資価格の「価額」欄及び「適宜価額」欄には、田、畑、採取放牧地、農地帯、一時の用途に供する、常陸朝陽緑地帯等に、その旨を記載し、付帯都市農地等の計を付けて、その合計の金額（④及び⑤）を第1表のその農地と相対人との①及び②に記入する。

5. ③の金額がプラスのときは、その金額を④の欄に記入する。

6. ③の金額がマイナスのときは、その金額を⑤の欄に記入する。

第11・11の2表の付表 1 (別表 1)

今までの別表が、(別表 1) になりました。

第 1 2 表

平成30年 9 月分以降用様式に対応しました。

※入力画面の変更はありません。

第 1 4 表

「平成30年分以降用」「平成31年4月分以降用(※注記等が変更になっています)」に対応しました。

純資産価額に加工される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細書										被相続人		第14表 平成31年4月分以降用
1 純資産価額に加工される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細 この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人(注)が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。 (注) 被相続人から相続特別措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額及び同法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額以外の財産を取得しなかった人は除きます(相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得している人を除きます。)												
番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	種類	細目	所在場所等	数量	①価額	②の価額のうち特定贈与財産の価額	③相続税の課税価額に加工される価額(①-②)	④	⑤	
1		・					円	円	円			

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細									
私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、 (1) 国、地方公共団体又は相続特別措置法施行令第40条の3に規定する法人に対して寄附をしたので、相続特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。 (2) 相続特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出したので、相続特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。 (3) 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附をしたので、相続特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。									
寄附(支出)年月日	種類	細目	所在場所等	数量	価額	公益法人等の所在地・名称(公益信託の受託者及び名称)	寄附(支出)をした相続人等の氏名	④	⑤
・									
・									
合 計									

(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書等の添付が必要です。

[プリント指定画面]

財務メニュー(/dev/pts/2)	
31年以降用 相続税申告書A	ユーザコード・ユーザ名
《表選択》	
1:相続人登録リスト	70:第7表
11:第1表	80:第8表
12:第1表(続)	90:第9表
20:第2表	100:第10表
30:第3表	131:第13表
40:第4表	141:第14表
41:第4表の付表	142:第14表(H30様式)
42:第4表の2	151:第15表
50:第5表	152:第15表(続)
60:第6表	
表番号 ... [■]	

141 : 平成31年4月分以降用フォーム

142 : 平成30年分以降用フォーム

● 新元号に対応しました

定期預金等の評価明細書						
財産 No.	金融機 関等名	種類	預入日	元本額	利率	経過 日数
		記号・番号	満期日			
1	郵便貯金	定期貯金	平成 10	1,000,000	1.5	2,364
	小石川郵便局		令和 10			
2	〇〇銀行	定期預金	平成 昭和	3,000,000	0.25	755
	新宿支店		令和 1・8・5			

元号選択に「令和」を追加しました。

● 平成31年改正に対応しました

『土地及び土地の上に存する権利の評価明細書』に「8-2. 土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価」が追加となり、(第1表)(第2表)の様式が変更になりました。

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 (第1表)										局(所) 署	
										年分	ページ
(住居表示)	()	所在地番	所有者	住所 (所在地) 氏名 (法人名)	使用者	住所 (所在地) 氏名 (法人名)					
地目	地積	正面	側方	側方	背面	地形図及び参考事項	15行入力可能				
宅地	m ²	円	円	円	円						
山林											
畑											
間口距離	m	利用区分	自用	貸家建付	借地権	転借権	借家人の有する権利				
奥行距離	m		貸家建付	借地権	転借権	借家人の有する権利					

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 (第1表)										局(所) 署	
										年分	ページ
(住居表示)	()	所在地番	所有者	住所 (所在地) 氏名 (法人名)	使用者	住所 (所在地) 氏名 (法人名)					
地目	地積	正面	側方	側方	背面	地形図及び参考事項	12行に変更				
宅地	m ²	円	円	円	円						
山林											
畑											
間口距離	m	利用区分	自用	貸家建付	借地権	転借権	借家人の有する権利				
奥行距離	m		貸家建付	借地権	転借権	借家人の有する権利					

第1表の上部欄の高さが縮み、地目の[原野]・利用区分の[転借権][借家人の有する権利]の表示が削除となったことに伴い、印刷方法を変更しました。

【地目で[原野]選択の場合】

地目
宅地
山林
畑
(原野)

() 内に
原野を印刷

【利用区分で[転借権][借家人の有する権利]選択の場合】

利用区分
自用
貸家建付
借地権
(転借権)

() 内上段に区分(○付)
を印刷
下段に利用区分2を印刷

当	7 無 道 路 地 (F又はGのうち該当するもの) 円 × (1 - 0.) (※)	(1㎡当たりの価額) 円	H
た	※割合の計算 (0.4を上限とする。) (正面路線価) (道路部分の地積) (F又はGのうち) (評価対象地の地積) (円 × ㎡) ÷ (円 × ㎡) = 0.		
り	8-1 がけ地等を有する宅地 [南、東、西、北] (AからHまでのうち該当するもの) (がけ地補正率)	(1㎡当たりの価額) 円	I
の	8-2 土砂災害特別警戒区域内にある宅地 (AからHまでのうち該当するもの) 特別警戒区域補正率※ 円 × 0.	(1㎡当たりの価額) 円	J
価	※がけ地補正率の適用がある場合の特別警戒区域補正率の計算 (0.5を下限とする。) [南、東、西、北] (特別警戒区域補正率の補正率) (がけ地補正率) (小数点以下2位未満切捨て) 0. × 0. = 0.		
額	9 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからJまでのうち該当するもの) (控除割合 (小数点以下3位未満四捨五入)) 円 × (1 - 0.)	(1㎡当たりの価額) 円	K
	10 私 道 (AからKまでのうち該当するもの) 円 × 0.3	(1㎡当たりの価額) 円	L
自用地1平方メートル当たりの価額 (AからLまでのうちの該当記号)	地 積	総 (自用地1㎡当たりの価額) × (地 積)	M
() 円	㎡	円	

第1表

「8-2 土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価」が追加となりました。

「特別警戒区域補正率表」もプログラム内に追加しました。

⑩ 特別警戒区域補正率表

特別警戒区域の地積 総地積	補正率
0.10以上	0.90
0.40 "	0.80
0.70 "	0.70

8-2(J)追加により、第1表9～第2表までの通し記号(アルファベット)が変更となりました。

● 取引相場のない株式の評価明細書「第5表」に行編集機能を追加しました

お客様からのご要望により機能追加を行いました。[行編集(F6)] ボタンが追加となっています。

第5表 1株当たりの純資産価額(相統税評価額)の計算明細書									
1. 資産及び負債の金額(課税時期現在)									
資産の部					負債の部				
科目	相統税評価額	帳簿価額	備考	科目	相統税評価額	帳簿価額	備考		
1 現金	235	235	○土地 ○株式	支払手形	26,000	26,000	○土地 ○株式	1	
2 預金	26,982	26,982	○土地 ○株式	買掛金	25,429	25,429	○土地 ○株式	2	
3 受取手形	20,000	20,000	○土地 ○株式	短期借入金	38,522	38,522	○土地 ○株式	3	
4 売掛金	25,630	25,630	○土地 ○株式	未払金	8,688	8,688	○土地 ○株式	4	
5 商品・製品	24,145	24,145	○土地 ○株式	預り金	1,930	1,930	○土地 ○株式	5	
4:抹消 5:終了 6:行編集 7:演算									

財務連動の「財務データ読み込み」について

財務元号対応プログラム未購入の場合は、データを読み込むことができません。
※[11]仕訳入力のバージョンがVer6.00以上であれば元号対応済です。

● 土地一覧表(倍率方式)の評価額を上書きできるような機能追加しました

土地一覧表(倍率方式)									
2頁呼出									
財産No.	地目	利用区分	所在地番地						
1	田	自用地							
	地積	固定資産税評価額	倍率 評価割合	権利割合	評価額				
	台帳	㎡	円	倍	円				
	実測	㎡		借地権					
	持分割合			借家権					
				賃貸割合					